

明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)

明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
事項名	規制・制度改革の概要	実施時期						
○ 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革	(ア)利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革 ・利用者と事業者の間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助方式への転換の方向など、利用者本位の制度を実現する。また、保育料設定の在り方について、水準の在り方も含め、制度設計の中で検討する。	新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。	内閣府 文部科学省 厚生労働省	(内閣府、文部科学省、厚生労働省) 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」等に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が平成22年6月29日に少子化対策会議において決定された。 その後、平成22年9月に「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣・政務官級会合)」の下に、基本制度ワーキングチーム、幼保一体化ワーキングチーム、こども指針(仮称)ワーキングチームの3つのWTを立ち上げ、基本制度案要綱に基づき、有識者、保育所・幼稚園関係者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者などの関係者の参画を得て、内閣府を中心とした関係府省が連携し、具体の検討を進めてきた。 平成24年3月少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等が決定された。 本件については、同基本制度の中で、 ①契約については、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とすること ②例外のない保育の保障の観点から市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとすること ③給付については保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため法定代理受領の仕組みとすること ④価格設定については、質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として算定すること等が明記されたところ。 平成24年3月、これらを盛り込んだ「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を閣議決定し、税制抜本改革とともに国会に提出した。 その後、衆議院での審議過程において修正等を受けた法案が、6月26日の衆議院本会議において可決された。今後、参議院において引き続き審議がなされることとなる。		△	○引き続きフォローする必要がある。	
	(イ)イコールフットリングによる株式会社・NPOの参入促進 ・株式会社、NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。	新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。	内閣府 文部科学省 厚生労働省	(内閣府、文部科学省、厚生労働省) 本件については、子ども・子育て新システムに関する基本制度の中で質の確保のための客観的基準を満たすことを要件に、認可外施設も含めて参入を認めるとともに、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を認めることとされ、指定制度の導入を実施することが明記されたところ。 平成24年3月、これらを盛り込んだ「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を閣議決定し、税制抜本改革とともに国会に提出した。 その後、衆議院での審議過程において修正等を受けた法案が、6月26日の衆議院本会議において可決された。今後、参議院において引き続き審議がなされることとなる。 なお、衆議院における法案修正により、指定制の導入は行わないこととされたが、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう、一定の基準を満たせば認可する仕組みを導入することとした。		△	○引き続きフォローする必要がある。	

明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
事項名	規制・制度改革の概要	実施時期						
	・また、施設整備補助の在り方、運営費の使途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討する。	新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。	内閣府 文部科学省 厚生労働省	(内閣府、文部科学省、厚生労働省) 本件については、子ども・子育て新システムに関する基本制度の中で、 ①施設整備費については、その一定割合に相当する額を組み込む形で給付を設定することにより、施設整備を支援する。 ②運営費の使途範囲については、こども園給付(仮称)については他会計への繰り入れや余剰金の配当に関する法的な規制は行わない。 ③会計基準については、法人種別に応じた会計処理方式とし、資金の流れが分かるよう、部門ごとの会計状況が明確になるような仕組みを設ける。 ことが明記されたところ。 平成24年3月、これらを盛り込んだ「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を閣議決定し、税制抜本改革とともに国会に提出した。 その後、衆議院での審議過程において修正等を受けた法案が、6月26日の衆議院本会議において可決された。今後、参議院において引き続き審議がなされることとなる。		△	○引き続きフォローする必要がある。	
(ウ) 幼保一体化の推進 ・上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方についても検討し、結論を得る。	新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。	内閣府 文部科学省 厚生労働省	(内閣府、文部科学省、厚生労働省) 本件については、子ども・子育て新システム基本制度の中で、 ○給付システムの一体化 ①地域における学校教育・保育の計画的整備(市町村新システム事業計画(仮称)の策定) ②多様な保育事業の量的拡大(指定制度の導入) ③給付の一体化及び強化(こども園給付(仮称)の創設) ○施設の一体化(総合こども園(仮称)の創設) が明記されたところ。 平成24年3月、これらを盛り込んだ「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を閣議決定し、税制抜本改革とともに国会に提出した。 その後、衆議院での審議過程において修正等を受けた法案が、6月26日の衆議院本会議において可決された。今後、参議院において引き続き審議がなされることとなる。 なお、衆議院における法案修正により、指定制度の導入及び総合こども園の創設等は行わないこととされたが、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付を創設すること、現行の認定こども園法を改正し、幼保連携型認定こども園について認可及び指導監督等の一本化を行うこととされた。		△	○引き続きフォローする必要がある。		